

江戸崎地方衛生土木組合

新焼却炉建設計画等調査特別委員会

中間報告

平成 28 年 8 月 31 日

新焼却炉建設計画等調査特別委員会

1. 調査特別委員会の設立（設置）にあたり

稲敷市及び美浦村で構成される江戸崎地方衛生土木組合（以下、「組合」とする。）では、建設後 28 年が経過し、その老朽化が著しい焼却施設の更新を念頭に、有識者及び地元住民代表、管理者及び組合議員による「施設整備検討委員会」を組織し、平成 24 年 7 月より約 2 年半、全 10 回にわたる協議を行い、新焼却炉建設計画が作成されました。

作成された計画に基づき、20 年間の施設運営を含めた DBO 方式による事業費 160 億円の債務負担行為を決議し、早期に建設が行われることを希望しておりましたが、その後判明したいくつかの問題があり、関係者等からの説明を求めたものの、十分な回答がいただけず、現在、新焼却炉建設計画自体が頓挫状態となっています。

このような状況に鑑み、判明した問題の事実関係の把握及び問題解決を目指し、地方自治法第 98 条に基づく「新焼却炉建設計画等調査特別委員会」を設置し、検査を行うこととなりました。

ここで、判明した問題は、以下の 4 点であります。このうち、下記の（1）～（3）においての問題は、新焼却炉建設計画の一部用地拡張において、その土地所有者の一部の者（ここでは「A 氏」とする。）の関与等の疑念があることなどから浮上してきたものであります。

なお、（4）は、（1）～（3）の問題を生じさせる本組合の機構・組織風土などに対する視点で加えたものです。

- （1）新焼却炉建設計画の内容公表直前の所有権の変更、土地購入交渉以前の覚書の作成など、土地拡張ありきで、土地購入において、A 氏を含む所有者に対し、通常行わないような便宜が図られたのではないか。
- （2）土地所有者の立場等を利用し、A 氏所有の土地の砕石敷きにおいて、本組合の機材及び職員等を私的に使ったのではないか。
- （3）本組合の職員採用において、その定数を抑制しているにもかかわらず、当該対象者を数か月勤務の非常勤職員として採用し、その後すぐに正職員に移行したことにおいて、地権者である A 氏からの採用の働きかけがあったのではないか。
- （4）衛生土木組合職員の課長から部長級への昇格に関する決裁において、事務取扱規定違反並びに最終決裁者の責任があるのではないかということ。

以上の事例を掲げ、調査特別委員会設置の動議を提出したものです。今回の動議は、様々な問題に波及し、江戸崎地方衛生土木組合の運営につきましても、周知されているのは氷山の一角であり、今後の健全な運営に資するようお願い、取り組んだものであります。

2. 調査特別委員会の開催概要

これまで「新焼却炉建設計画等調査特別委員会」は、平成 28 年 3 月から 5 回にわたり開催し、その開催概要は以下の通り。

▼調査特別委員会の概要

| — | 概 要 | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>《第 1 回》 平成 28 年 3 月 3 日</p> | <p>●委員・役員の選任について 委員長：松戸議員、副委員長：中沢議員、委員：中村議員、高野議員、山下議員、遠藤議員、塚本議員（計 7 名）</p> | |
| <p>《第 2 回》 平成 28 年 3 月 16 日</p> | <p>●設置目的・活動方針について 目的：用地地権者が市議会議員であり、当事業の最終決定権者の親族であるという問題が内包、同施設新設に伴う土地購入手続きの詳細などについて調査 活動方針： ①動議の内容についての調査 ・拡張予定地に関する件 ・民有地への砕石敷きの件 ・職員採用の件 ・部長級への昇格の件 ②関係職員による説明を要請 ③関係書類の要請及び検査</p> | <p>●施設整備検討委員会の第 1 回、2 回の会議録の提出要請。 ●管理者・副管理者・前事務局長の本委員会で招致の確認。</p> |
| <p>《第 3 回》 平成 28 年 4 月 13 日</p> | <p>●下記の書類の提出及びこれに基づく検査 ①第 1 回から第 3 回までの施設整備検討委員会会議録 ②土地売買契約締結に関する覚書について（起案・覚書） ③江戸崎地方衛生土木組合臨時職員募集（要項）と採用者の履歴書等 ④土木車両及び建設機械作業表（作業日報） ⑤辞令交付簿・平成 27 年 4 月 1 日付け人事異動内示書</p> | <p>●提出された資料に対し、当事者に再確認の上、次回調査結果を「答弁書」にて提出を要請。</p> |

| | | |
|----------------------------------|--|--------------------------|
| <p>《第4回》 平成28年 5月17日</p> | <p>●下記の書類の提出及びこれに基づく検査 ①第3回新焼却炉建設計画等調査特別委員会質疑に対する内部調査報告書</p> <p>●動議の内容についての調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡張予定地に関する件 ・民有地への砕石敷きの件 ・職員採用の件 ・部長級への昇級の件 | <p>●副管理者（稲敷市副市長）も出席。</p> |
| <p>《第5回》 平成28年 7月26日</p> | <p>●事務検査に伴う中間報告について ①報告書として取りまとめる</p> <p>●その他 ①「砕石敷き費用」について、A氏から平成28年6月6日に本組合へ支払いがあった旨を報告</p> | |

3. 問題別の調査特別委員会の検査概要

(1) 拡張用地に関する件

①用地拡張について

第2回（平成24年11月26日）の施設整備検討委員会において、本組合への搬入路及び外周道路の脆弱な状況、及び既存の搬入路が賃貸借用地であるなどから、用地取得の意見が出され、概ね現行計画の拡張用地が示される中で、協議及び取得（案）の了承がなされて、これを前提条件に、これ以降の施設整備検討委員会が進められたものと思われま

す。しかしながら、十分な協議を経た結果の用地拡張ではなく、第1回目では全くなかった拡張用地の話が急に第2回目で提案され了承されたこと等に対し、拡張ありきの検討ではなかったのかという意見もあり、この拡張用地の売買契約が先行していたことが指摘されるなど、十分な議論がなされた用地拡張なのか、その必要性は妥当なのかなど、その真意が不明確なままとなっています。

②覚書について

第2回の施設整備検討委員会において、用地拡張の了承を受けて、翌25年3月29日に、本組合では、今後の施設整備を円滑に進めるため、他の用地所有者からその売買等を一任されていたA氏との間で、「用地必要の場合の土地売買契約締結の承諾」の旨の覚書を交わしています。

しかし、この覚書の決裁・合意等が年度末であり、その決裁過程において、本組合の人事異動等を挟み煩雑になったとはいえ、組合議会への報告もないばかりか、当時の本組合局長が認識していないという指摘や、そもそも土地売買契約以前に覚書を交わすことは一般に行わないのではないかなど、覚書に対する認識が大きく異なっており、その覚書の作成の意図やその決裁プロセスの意見の相違など、その真相が究明されたとは言えない状況にあります。

③その他

平成24年7月31日に、所有者A氏は子息への生前贈与を行っています。生前贈与はあくまで税法上認められている、いわゆる節税対策として一般に行われていることではありますが、前述の駆け足で検討が行われた用地拡張や、あまり事例の見受けられない覚書の作成などを踏まえると、最大限の節税対策が図れるなど、その時期等が適合しているのではないかという要らぬ詮索をせざるを得ないのかと思えるほどです。

また、その生前贈与した子息は現役の市議会議員であることから、通常以上にコンプライアンス（法令順守）やアカウントビリティ（説明責任）を果たすべき立場であるにも関わらず、今もって本人からの説明がない状況であり、市議会議員という社会的な立場を理解し、きちんと本人からの説明などを求める声も出ています。

▼拡張用地に関連する事項整理

| | 整備検討委員会の関連 | 覚書の関連 | 拡張用地の動向 |
|-----------|---|--|---|
| 平成 24年 | <ul style="list-style-type: none"> ●第1回(7/3) ※顔合せ ①施設動向の説明 ②スケジュールの説明 | | <ul style="list-style-type: none"> ●土地所有の変更(7/31) ①A氏が生前贈与(共有名義化) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●第2回(11/26) ①公害基準の説明 ②焼却炉形式の検討 ③用地拡張(案)の承認 | | |
| 平成 25年 | <ul style="list-style-type: none"> ●第3回(4/24) ①スケジュール見直し ②灰処理方式の検討 ③熱利用方式の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●覚書の合意(3/29) ①本組内にてA氏と中島管理者(当時)とで覚書を交わす | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●第4回(7/2) ①熱利用方式の検討(再) ②リサイクルセンター等の検討 ③公害基準の決定 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●第5回(11/28) ①施設規模の算定 ②焼却施設等の基本計画 ③循環型社会形成計画等 | | |
| 平成 26年 | <ul style="list-style-type: none"> ●第6回(2/3) ①前回の指摘事業の確認 ②施設規模の算定 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●第7回(3/26) ①前回の指摘事業の確認 ②基本計画の承認 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●第8回(10/27) ①スケジュール確認 ②熱利用の検討 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●第9回(11/28) ①循環型社会形成計画の変更 ②熱利用の検討 | | |
| 平成 27年 | <ul style="list-style-type: none"> ●第10回(1/30) ①熱利用の決定 | | |

(2) 民有地への碎石敷きの件

平成 27 年 2 月に A 氏からの依頼に対し、私有地の碎石敷きは組合の業務として、これまで行っていないため、一旦断ったものの、結果的には、碎石は A 氏側が用意し、重機と職員を出して、同月 25～27 日の 3 日間で、その作業を行ったということでした。

A 氏によると「この場所は、恒例の花火大会の駐車場として市民にも開放しているため依頼した」との理由であるが、やはり民有地であることを厳格に捉え対処すべきではあったと思われま。しかし、本組合側にしてみれば、A 氏は拡張用地の所有者であり、今後の施設整備を円滑に進めるためにはこの依頼を受けざるを得ない状況であったのではないかという意見も出ています。

また、本委員会とは異なりますが、その碎石の発注に当たり、市内業者に A 氏の子息の市議会議員から直接その手配があったというようなことも聞いているという委員の発言もある中、その費用の支払いが、翌年度の 6 月 6 日にありました。

職員人件費を含めた 103,648 円が、A 氏により支払われたという報告がありました。さらに当委員会（調査特別委員会）からの請求が無いにもかかわらず、監査委員から地方自治法第 98 条第 2 項に基づく監査結果報告が出されました。

調査特別委員会が組織され、このことが注目され、関係者からの説明等が全くない中で金銭での収束を図ろうとするなど、到底納得のできる状況にないものと思っています。

(3) 職員採用の件

平成 21 年 7 月に策定された「定員適正化計画」に基づき、本組合においては、職員全体の 1 割削減とともに、特に、現業職においては、退職による減少があっても人員の補充はしないと言及しています。

しかしながら、平成 26 年 1 月に臨時現業職を 1 名採用し、その後正職員となっています。地方公共団体同様に、本組合も組合改革が求められている中、退職職員が複数名発生したとは言え、職員の適正計画に逆行するような職員採用があったことについて、理解しがたいという認識であり、その職員採用の過程においても、A 氏が履歴書を組合に持ってきたこと、正職員の補充が非常に短期間であったこと、結果的に、A 氏が履歴書を持ってきた職員だけの応募となり、欠員補充の採用も行わないとしていた現業職の採用を行ったことについては、何らかの特別な要因があったのではないかという意見が出され、その採用プロセスなどにおいて、疑念の残ることです。

そもそも、DBO 方式による民間の施設運営が計画されている中で、現在勤務されている現業職数名の配置転換計画もなされていない状況での職員採用には大きな疑問が残る。

《定員管理の適正化》

○平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間で、現在の職員数 40 名から削減率 10.0%を目指すものとする。

○現業職については、今後、退職により減少しても人員の補充はしない。

(4) 部長級への昇給の件

平成27年4月1日付けの内示において、部長級への昇格がされていますが、この人事について、関係者が全くといってよいほど、その人事について認識していないゆゆしき状況となっています。

組織は人といわれるように、職員人事は、非常に重要な事項にも関わらず、その責務が果たされていないのではと思わずにはいられない状況であります。

今後の適正な組合運営を行うためにも、事務取扱規定違反並びに最終決裁者の責任など、精査と検証が必要と考えます。

4. 調査特別委員長のまとめ（中間報告）

現在、調査特別委員会では、地方自治法第98条に基づき、提出いただいた資料をもとに、事実関係などについての整理・確認を行ってまいりましたが、まだまだ疑念の残る点が多々あると現段階では思っております。

したがって、今後も慎重に精査を重ねながら、真相の解明を図るためには、地方自治法第100条に基づく検査も視野に考えていくべきと認識しております。

いずれにしましても、老朽化が著しい既存の施設を更新するためにも、頓挫状態にある新焼却炉整備計画の再開を図り、稲敷市や美浦村の住民の皆様の安心・安全のゴミ処理行政を進めていかなければなりません。

そのためにも、このような問題を見過ごすことなく、きちんとしたうえで、ごみ処理行政を住民の皆様とともに進めていくべきと考えております。

なお、中間報告にあたり、検査に積極的に取り組んでこられた委員各位に対しまして、心からお礼を申し上げるとともに、資料の提出をいただいた方々、ヒアリング調査に協力いただいた職員の皆様方に対しまして厚くお礼を申し上げます。

今後とも、今回の問題において、できるだけ早期に真相が解明できるよう全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。